平成３０年（フ）第７４５号
神奈川県藤沢市鵠沼橘２丁目14番５号
債務者　小林　保惠
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智哉
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月27日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２３号
相模原市中央区鹿沼台１丁目３番８号　東急ドエルアルス淵野辺203
債務者　大石　康彦
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　隆寛
4　破産債権の届出期間　平成30年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１４６号
埼玉県越谷市大字恩間295番地３、旧住所静岡県焼津市小土184番地の10
債務者　河野　篤史
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　和広
4　破産債権の届出期間　平成30年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９２号
静岡県掛川市細谷286番地の１、前住所静岡県掛川市青葉台20番７号　ダイアパレス206号室
債務者　荒川　健二
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田香一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第４６７号
東京都国分寺市泉町３丁目３番１―409号西国分寺ゆかり壱番街
債務者　荒木　康男
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　幸臣
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月21日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６９号
広島県福山市草戸町1507番地９
債務者　小泉　勝彦
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　崇
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第７０号
広島県福山市草戸町1508番地11
債務者　小泉　昌博
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　崇
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１８８号
北九州市門司区東新町１丁目６番６―202号
債務者　山岡　一幸
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１７０号
大阪市住吉区長居３丁目５番２号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目26番14号
債務者　垣内　茂晴
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０１号
北九州市小倉北区江南町８番４―603号
債務者　中野　清志
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７０号
北九州市小倉南区企救丘４丁目５番８号（スカイヴィラ企救丘Ｂ―102）
債務者　大田　友巳
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７１号
北九州市小倉南区企救丘４丁目５番８号（スカイヴィラ企救丘Ｂ―102）
債務者　大田こずえ
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１８２号
北九州市八幡西区鷹の巣３丁目３番８号（シティベール鷹の巣203号）
債務者　水本　昌美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊塚　允耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９２号
北九州市小倉南区湯川２丁目14番９号
債務者　仲田　正樹
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１８号
北海道北見市双葉町１丁目２番４―12号
債務者　亀井　　寿
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係